

第 3 次

魚津市行政改革大綱

(改訂版)

平成 16 年度 ~ 21 年度

平成 16 年 2 月

(平成 18 年 3 月改訂)

魚 津 市

趣旨

1 行政改革の推進

地方分権の推進が実行段階に入った今日、「市民が元気で幸せに住みつづけるまちづくり」をめざし、市民と行政がそれぞれの責任と役割を果たし、互いに連携・協力しながら住みよい魚津のまちを築いていくことが求められています。

このため、本市においては平成 13 年度から第 3 次魚津市総合計画がスタートし、平成 22 年度の本市の将来都市像「人と自然と文化が共生する元気都市“魚津”」の実現に向け、諸施策を推進しています。

これまでの行政改革の取り組み

本市は、平成 8 年 2 月に最初の魚津市行政改革大綱を策定し、平成 12 年度からは、平成 16 年度を最終年度とする第 2 次魚津市行政改革大綱（以下「第 2 次大綱」という。）により、市民サービスの向上や行政の簡素・効率化を目指し、行政改革を積極的に推進してきました。

成果と課題

第 2 次大綱では目標値を設定しました。職員定数では、「職員定数条例から 4 %削減し、500 人とする。」の目標値の実績が、平成 15 年 4 月 1 日現在では 479 名となっています。目標年度における主要な財政指標については、「経常収支比率 83%以下、起債制限比率 13%台以下を目標とする。」が、平成 14 年度決算では、それぞれ「83.3%」、「12.8%」となっています。

簡素で効率的な行政運営を行うため、組織機構を 1 室 4 部制から 4 部制に見直しし、平成 15 年 4 月から実施しました。

平成 14 年度には、事務事業評価システムの試行を行い、施策や事業の見直しや改善を行うとともに、経営感覚、市民満足度の観点から職員の意識改革に努めました。

電子市役所を目指したインフラ（共通基盤）整備として、自治体ネットワーク整備事業により市内 LAN を整備し、平成 13 年度には CATV 施設整備事業により公共施設間のネットワークが整備されました。これに合わせて平成 11 年度から 3 か年計画で職員一人にパソコン 1 台が配置され、高度情報通信技術の活用による行政の効率化、高度化を推進するとともに、地域ネットワークであるケーブルテレビ網を活用した新たな行政サービスを展開しています。

今後とも、行政の簡素・効率化、健全財政を行い、市民と行政がそれぞれの責任と役割を果たしながら、市民が満足する質の高い行政サービスを提供できるシステムの構築を進めます。

新たな行政改革への取り組み

平成12年4月1日の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体の関係は、「対等・協力」の関係に大きく変わろうとしています。魚津市においても、第3次魚津市総合計画に基づき、本市の重要課題である産業の活性化、魅力ある定住環境の整備、明日を担う人づくり、効率的な行財政運営の確立を進めていく必要があります。そのためには、現下の行財政を取り巻く厳しい環境の中で、急速な少子高齢化の進行や社会経済の変化による市民ニーズの多様化・高度化に対応して、行政の簡素・効率化、質の高い行政サービスを提供するため、時代に即応した行政システムの構築を常に考え、効率的で市民に信頼される行政運営に努める必要があります。

市町村合併問題については、市民や市議会の意向を総合的に判断したうえで、魚津市と滑川市が合併することにより、新たなまちづくりを目指す方向を選択しましたが、現時点ではその実現が困難な状況にあり、当面は、一層の行財政改革を進めながら、魚津市単独を念頭に市政運営を進めていくこととしています。

このような状況も踏まえ、第2次大綱の見直しを1年前倒しして行い、第3次魚津市行政改革大綱（以下「第3次大綱」という。）を作成し、行政改革を強力に推進していきます。

推進期間

この第3次大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成16年度から平成21年度までの6か年間とします。

推進体制

第3次大綱の推進については、庁内組織である魚津市行政改革推進協議会が中心となり全庁的体制で取り組むほか、その進捗状況を定期的に魚津市行政改革推進委員会に報告するとともに、市民に広く公表し、意見の反映に努めるものとします。

2 第3次大綱の推進にあたっての基本的な考え方

デフレによる景気低迷が長引き、市財政の厳しい状況が続く中、高度情報化の進展や少子高齢化の進行等により、市民ニーズはますます多様化・高度化しています。このため、これまで以上に行政の簡素・効率化と健全な財政運営に努めるとともに、質の高い行政サービスを効果的に提供できるシステムの構築をめざし、行政改革に積極的に取り組みます。

市民が主役である開かれた行政運営の推進

市民に身近な行政は、市民に身近な自治体が処理する地方分権の時代にあつて、市民による市民のための地域づくりを推進するため、市民が主役となる行政を展開するとともに、公正・透明な行政運営を確保します。

市民ニーズに対応できる、簡素で効率的な行政体制の整備

新たな行政課題や市民の多様なニーズに的確に対応できる、簡素で効率的な行政体制を整備するとともに、個性豊かで魅力ある地域づくりを進めるため、職員の意識改革と組織の活性化を図ります。また、時代の変化に対応する人材を育成・確保するとともに、行政評価システムの導入、市民サービスの向上や市民負担軽減のため、手続の簡素、迅速化を図るなど行政運営方法の改革を図り、活力ある行政を推進します。

健全な財政運営の推進

最小の費用で最大の効果が発揮できるよう、より効率的、効果的な行政を推進するとともに、バランスシートの作成、PFI方式の研究等を進め、計画的で健全な財政運営に努めます。

行政改革推進のための柱

1 市民の起点に立った行政サービスへの転換

市民サービスの充実、利便性の向上

各種行政手続の処理期間の短縮や簡素化を進め、窓口業務の見直しや職員の接遇向上を図り、市民サービスの充実、利便性の向上に努めます。

広報広聴機能の充実・強化

市民が手軽に行政情報を入手できるよう、広報施策を充実するとともに、各種媒体を利用した広聴施策の充実に努めます。

2 市民とともに歩む、開かれた行政の展開

市民参画

パブリックコメント（市の施策案などを事前公表し、それに対して出された意見や情報を考慮して意思決定を行う制度）等市民の知恵の行政への反映や審議会のあり方等について研究を進め、市民の参画を拡充します。

情報の提供及び共有

市民への情報提供を積極的に行い、情報を共有するとともに、情報公開制度の適正な運用に努め、より開かれた市政運営をめざします。

個人情報の保護

個人の権利利益を保護し、行政に対する市民の信頼を確保するため、個人情報の適正な取り扱いを目的とする個人情報保護施策の推進に努めます。

民間との連携の強化

市民と行政が一緒に考え、行動するまちづくりに取り組むため、地域の団体との連携強化を図るとともに、公共サービスの重要な担い手とし

て期待されるNPO（民間非営利団体）等との連携について検討し、活動推進のための環境整備に努めます。

3 行政システムの改革

行政評価システムによる事務事業の整理合理化

限られた財源の中で新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、事業の目標や成果をわかりやすく数値化するとともに、その成果を達成度や効率の面から客観的に評価する事務事業評価等の新たな行政評価システムを導入し、事務事業の総点検を順次実施します。

スクラップ・アンド・ビルド（組織や事業等を新設する場合には、既存のものを改廃し、全体としての増大を防ごうとする方式）の徹底による事務事業の整理合理化を推進します。

また、中長期的には、第3次魚津市総合計画に基づいた施策及び政策の評価を行います。

民間委託の推進

行政運営の効率化、市民サービスの向上等を図るため、民間への委託が適当な事務事業については、行政責任の確保に留意しつつ、積極的に委託を推進します。

補助金の整理合理化

行政の責任領域、経費負担のあり方、行政効果等を不断に見直して、廃止、統合又はメニュー化等により、その整理合理化を図ります。

電子市役所の構築

高度情報通信技術（IT）の活用による行政の効率化、高度化を魚津市行政情報化計画2002に基づき計画的に推進するとともに、地域ネットワークであるケーブルテレビ網を活用した新たな行政サービスの充実に努めます。

公共施設の効率的、効果的な管理運営

外郭団体等については、市からの委託事業の見直しや業務執行の効率化などの運営改善を図り、効果的な設置及び管理運営に努めます。

4 人事制度の改革

財政構成上大きなウエイトを占める人件費について、今後10年間で総人件費の約20%削減の達成を基本目標とします。

魚津市定員適正化計画の作成

平成16年2月に作成した計画を見直し、改めて平成16年度から平成21年度の計画期間で魚津市定員適正化計画を作成し、適正な定員管理に努めます。

定員の管理に当たっては、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、民間委託、IT化等を積極的に進め、新たな行政需要に対しても、原則

としてスクラップ・アンド・ビルドによる職員の配置転換によって対処するよう努めます。

平成 22 年度当初における本市職員数を 428 人以下とします。

組織機構の見直し（本庁、出先、外郭団体）

市民にわかりやすく、より効率的な組織機構への見直しを図ります。

新たな人事制度及び給与制度の確立

職員研修の充実や人事管理の見直しにより、職員の意欲、能力、適性に合わせた人材の育成を図ります。また、国や他の地方公共団体との均衡等を十分考慮し、適正な給与制度とその運用に努めます。

5 財政制度の改革

地域社会の高齢化や地方分権により増大する行政ニーズに対応するため、財政基盤の強化と計画的、効率的な財政運営の推進に努めます。

魚津市財政健全化計画の作成

歳入規模に見合った財政構造の転換を図り、社会情勢の変化に伴う市民ニーズに柔軟に対応できる財政基盤の確立をめざすために、平成 16 年 3 月に作成した計画を見直し、改めて平成 17 年度から平成 21 年度の計画期間で魚津市財政健全化計画を作成し、健全な財政運営の確保に努めます。

各種施策の優先順位について厳しい選択を行い、財源の重点的かつ効率的配分、経費の節減に努めます。

目標年度における主要な財政指標は、次のとおりとします。

経常収支比率 83%以下

起債制限比率 12%以下

予算編成システムの改善

第 3 次魚津市総合計画に基づく施策展開のため、行政評価やバランスシートの活用、人員配置計画と連動した予算編成システムを構築します。

予算の効率的、効果的な執行

公共工事のコスト縮減、効率的な予算執行に努めます。

公有財産の有効活用

公有財産は市民の財産であるという観点から、良好な管理に努め、効率的及び効果的な活用又は処分を図ります。

行政改革の実現のために

今後、市民が主役である地域づくりをめざすに当たっては、次の点に留意の上、この第 3 次大綱に基づく行政改革を進めるものとします。

1 市民参画

ボランティアやNPOの公的活動を支援し、市民が行政と連携しながら公的分野の担い手として活動する仕組みづくりを進めるなど、市民との新たな

なパートナーシップ(市民と行政がそれぞれの責任と役割を果たし、互いに連携・協力しながら、双方向の関係を築くこと。)を確立します。

2 職員の意識改革と資質向上

第3次大綱の職員への周知徹底を図るとともに、行政評価システムの導入や職員研修の充実により、職員の意識改革、資質向上に取り組みます。

3 行政改革**集中改革プラン**の作成

第3次大綱の内容を具体的に**実施することを目的として、平成16年3月に作成した魚津市行政改革推進計画をもとに、目標とその成果について、よりわかりやすいものにする**とともに、**集中的に実施するため、平成17年度から平成21年度の計画期間で魚津市行政改革集中改革プランを作成**します。

4 行政改革の進行管理

魚津市行政改革推進協議会において、毎年度、行政改革の実績評価及び今後の具体的取り組み内容等の検討を行い、行政改革を着実に推進します。

行政改革の推進状況を、市民の代表者からなる魚津市行政改革推進委員会に報告するとともに、同委員会の意見を聴き、その意見の反映に努めます。

第3次大綱についても、今後の地方分権の進展、経済情勢、行政需要等の変動に即応し、適時適切に見直しを行います。